第六十三条の十五第一項及び第二項中「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第三項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の十六中「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の十七第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に改め、同条第二項中「、仮想通貨交換業者」を「、暗号資産交換業者」に、「又は仮想通貨交換業者」を「又は暗号資産交換業者」に、「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「当該仮想通貨交換業者」を「当該暗号資産交換業者」に改める。

第三章の二第四節中第六十三条の二十の前に次の二条を加える。

（対象暗号資産の弁済）

第六十三条の十九の二　暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産（当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百三十三条の規定は、前項の権利について準用する。

3　第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（対象暗号資産の弁済への協力）

第六十三条の十九の三　暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該暗号資産交換業者の関係者は、当該暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第六十三条の二十第一項中「仮想通貨交換業者は」を「暗号資産交換業者は」に改め、同項第一号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第二号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第二項及び第三項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に改め、同条第四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第五項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等」を「暗号資産交換業として行う暗号資産の交換等」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改め、同条第六項中「仮想通貨交換業者（外国仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者（外国暗号資産交換業者」に改め、同条第七項中「外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の二十一中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改める。

第六十三条の二十二（見出しを含む。）中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改める。

第八十七条中「仮想通貨交換業者が」を「暗号資産交換業者が」に改め、同条第一号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第二号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号までの規定、第九十条第二項並びに第九十一条第一項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第百一条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項中「資金決済に関する法律」の下に「（平成二十一年法律第五十九号）」を加え、同表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に改める。

第百三条中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第百七条第五号及び第六号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第百八条第二号を次のように改める。

二　第六十三条の十一第一項の規定に違反して利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理せず、若しくは信託しなかった者又は同条第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなかった者

第百八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第六十三条の十一の二第一項前段の規定に違反して、履行保証暗号資産を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかった者

第百九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　第六十三条の九の三の規定に違反して、同条第一号に掲げる行為をした者

第百十二条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　第六十三条の九の二に規定する事項を表示しなかった者

十　第六十三条の九の三の規定に違反して、同条第二号又は第三号に掲げる行為をした者

第百十四条第一号中「第六十三条の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百十五条第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十二号まで」に改め、同項第四号中「第百八条第五号」を「第百八条第六号」に、「、第九号若しくは第十号」を「若しくは第九号から第十二号まで」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第二条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「第二条の二」を「第二条の三」に、「第六款　弊害防止措置等（第四十四条―第四十四条の四）」を「第六款　暗号資産関連業務に関する特則（第四十四条―第四十四条の三）　第七款　弊害防止措置等（第四十四条）　第八款　雑則（第四十五条）」に、「第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）」を「第六章の三　暗号資産の取引等に関する規制（第百八十五条の二十二―第百八十五条の二十四）　第七章　雑則（第百八十六条―第百九十六条の二）」に改める。

第二条第一項第十九号中「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同条第三項中「第一項に」を「第一項各号に」に、「若しくは特定電子記録債権」を「、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。以下「電子記録移転権利」という。）」に、「次条第四項」を「第二条の三第四項」に改め、「権利（」の下に「電子記録移転権利を除く。」を加え、同条第八項第一号及び第十一号ロ中「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同項第十六号中「又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書」を「、第一項各号に掲げる証券若しくは証書又は電子記録移転権利」に、「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同条第二十一項第四号中「第三号の二」を「第三号の三」に改め、同項第四号の二並びに同条第二